

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 医療法人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金94,500円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年2月22日

(2) 事故発生場所

倉吉市瀬崎町地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場で後退した際、和解の相手方が設置する移動式粉末消火設備に接触し、同設備を破損させたものである。